

[巻頭言]

こども中心の情報システムとは — こども政策の視点から —

池辺 正典

情報システム学会 理事

■国の動向

2023年4月にこども家庭庁が設置され、包括的なこどもの支援のための基本方針としてこども大綱が定められるようになった。従来、国の官公庁は、土木や建築といった工事関連については国土交通省、教育に関することであれば文部科学省というように、国の業務単位における省庁の設置が行われていたことを考えると、利用者視点からの省庁の設置はこれまでになかった考え方であるように思われる。これは情報システム学会がコンセプトとし、近年標準的になりつつある人間中心の情報システム設計に通じる考え方である。

■サービスのワンストップ化

行政サービスにおいては利用者の視点からのサービス提供の考え方として、サービスのワンストップ化という概念があった。ワンストップ化とは、類似する手続きが複数回要求されるケースが多かった行政サービスの申請について、1回の申請手続きで全てが完結できるようなシステム設計を目指すというものである。国が直接提供するような行政サービスについては、そのような取り組みが長年行われていることから、徐々にサービスは利用者視点に変わってきているように考えられる。現在は、デジタル庁において、様々なワンストップの事例として「引越し手続オンラインサービス」、「死亡・相続ワンストップサービス」等の主だったワンストップサービスが検討されている。このようなワンストップサービスは、自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口[1]」として、オンラインでの申請を前提としての推進が行われている。また、ワンストップサービスのよう、複数からなる手続きを一度で行う際には、情報システム間の連携が重要となり、そのための取り組みとして、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化[2]が行われている。これはデータの連携のレベルのみでなく、業務フローのレベルでも連携することができるように標準を定めたものであり、こういった情報システムの裏側の統一がなされることで、利用者に向けたワンストップサービスの提供が可能になる。現在、地方公共団体は業務基幹システムを標準化し2025年までにガバメントクラウドを活用したシステムに移行することが求められている。

このような行政によるワンストップサービスについては、こども向けの情報システムというよりは、保護者に向けたこども関連の手続きを行うシステムであり、実際の利用者はこどもではない。それでは、実際にこどもが利用するサービスという視点から考えた場合には、行政が直接提供するものとしては、学校教育における情報教育等がある。その他としては、民間企業から提供されている動画配信プラットフォームやSNS等がこどもにとっての身近な情報システムであると考えられる。民間のサービスにおけるこどもの適切な利用という視点で考えた場合には、国の取り組みとしては、様々な施策類にてこどもを守り支援するという方向性になる。

■こどものインターネット利用

内閣府の令和4年度の調査[3]によると、こどもが0歳児の時点でインターネットからのサービス利用を受けるこどもは13.1%であり、これが小学校入学段階である6歳の時点で81.7%、10歳を超える頃には96.9%に達する。これは家庭に設置されたタブレットやテレビ等の情報端末からインターネットを利用可能であることが数字を高くしており、現在はこどもの生活にはインターネットのサービスは切り離せない状況であることが分かる。さらに、インターネット利用の内訳を確認すると、小学生までの大半の用途は「動画を見る」であり、従来のテレビ等のメディアの役割がインターネットに変わっている現状をあらためて確認することができる。また、小学校高学年のあたりから「勉強をする」や「ゲームをする」といった用途が増え、さらに中学生の段階においては「投稿やメッセージ交換をする」、高校生以降は「買い物をする」が増えることから、徐々に用途が広がっていく状況を確認することができる。

■こどもに関する政府の施策

政府はこのようなこどもの発達段階に合わせた情報環境の安全な利用のために、青少年インターネット環境整備基本計画[4]を策定し、概ね3年毎で改定を行っている。その中では、小学生のように情報倫理やセキュリティの意識が醸成されていない年齢層については、フィルタリング等により有害な情報との接触を避けるという対策を

取る。そして、同時に小中学校の GIGA スクール構想[5]をはじめとした施策により、情報リテラシーを早期に養成する方針であることが分かる。

さらに、一定の判断基準を備えた若者世代に向けては、悪意等からの保護するための法的な枠組みを整備するという方向性であることが分かる。その例が違法有害情報[6]の定義と対策である。違法有害情報とは、法律に違反する内容等を定めた違法情報と、公序良俗を乱す恐れのある有害情報を定めたものであり、これらは若者に身近な情報も多い。違法情報としては、4 カテゴリ 13 項目の定義があり、「わいせつ関連情報」、「薬物関連情報」、「振り込め詐欺関連情報」、「不正アクセス関連情報」が定められている。これに対して、有害情報では、「重要犯罪密接関連情報」、「自殺誘引等情報」のような最近では対応の要求が高まっている項目についての定義が進められている。これらの違法有害情報は国からの委託事業として IHC（インターネットホットラインセンター）が対応を行っている。しかし、警察庁の統計情報[7]では、SNS に起因する重要犯罪の被害児童数は 2022 年で 158 件と現在は増加傾向を示しており、こどもが SNS 等を利用する際のさらなる対応が必要であると考えられる。

その流れを受けたのが、2023 年 7 月から施行の刑法改正[8]であり特に SNS を介した 16 歳未満のこどもとの出会いについて、わいせつ目的であれば、「会うことを要求すること」で罪が成立する面会要求等の罪が新設された。このような背景を踏まえた形で今後はこどものインターネットや SNS の利用を考えていく必要があると考えられる。

■おわりに

情報システムに関する研究については、情報システムの概念や構築等以外にも、情報システムの利用や教育に関する分野があり、従来研究の多くは、情報システムを効率よく利用するという方向性に向けるものが多かった。しかし、今後の情報システム学の研究としては、背景にある法制度を理解した上で適切な情報システムの利用に向けた教育に関する研究や外部環境として経済環境、法的環境、政治的環境、社会的環境として分野定義

されているカテゴリを積極的に取り入れることで、こどもたちが情報システムの概念を正しく理解し、現在の情報環境に適応するための力の養成に繋げる研究が促進されることを期待したい。

参考文献

- [1]. デジタル庁, “自治体窓口 DX 「書かないワンストップ窓口」,”
<https://www.digital.go.jp/policies/cs-dx>.
- [2]. デジタル庁, “地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化,”
https://www.digital.go.jp/policies/local_governments.
- [3]. 内閣府, “令和 4 年度青少年のインターネット利用環境実態調査,”
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa/r04/net-jittai/pdf/kekka_gaiyo.pdf.
- [4]. こども家庭庁, “青少年インターネット環境整備基本計画,”
https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_torikumi_guideline/.
- [5]. 文部科学省, “GIGA スクール構想,”
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm.
- [6]. IHC, “運用ガイドライン,”
https://www.internethotline.jp/pdf/guideline/guideline_rev15.pdf.
- [7]. 警察庁, “なくそう子どもの性被害,”
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/.
- [8]. 法務省, “性犯罪関係の法改正等 Q&A,”
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html.

著者略歴

池辺 正典 (いけべまさのり)

2007 年関西大学大学院博士後期課程修了, 博士 (情報学). 2007 年文教大学情報学部専任講師として着任後, 准教授を経て 2021 年より同大学教授. 慶応大学環境情報学部非常勤講師. 文教大学サイバー防犯ボランティア代表. 情報システム学会 基盤整備委員長およびウェブ編集委員長. 現在は Web マイニングや違法有害情報対策関連の研究に取り組む.